

2020年（令和2年）5月22日

保護者様

藤沢市教育委員会

学校再開後の出席停止基準等について（お知らせ）

臨時休業中における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご協力いただきありがとうございます。
学校再開後も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次の点をご確認のうえ、登校するようお願いします。

学校再開後も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次の点をご確認のうえ、登校するようお願いします。

1 毎日、検温と症状の確認をし、健康調査票に記入のうえ、学校に持参させてください。

2 自宅での健康観察の結果、次の場合は、出席停止となりますので、学校に連絡してください。

- ① 風邪の症状や発熱（下の「発熱基準」をご確認ください）がある場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も含む）
- ② 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状がある場合
- ③ 風邪の症状や下の「発熱基準」にある発熱がなくなった後の、経過観察のための出席停止
- ④ 児童生徒が濃厚接触者となった場合（疑いを含む）
- ⑤ 海外からの帰国による自宅待機期間中にあたる場合
- ⑥ 持病があり、感染すると重症化する恐れがある場合
- ⑦ 保護者が児童生徒の感染を心配し、登校を控える場合
- ⑧ 児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

【発熱の基準】

37.0度以上の場合（小学校1年生から3年生は、37.5度以上の場合）。

又は、平熱より0.5度以上高くかつだるい、食欲不振、嘔気などの体調不良がある場合。

※ 風邪の症状とは「呼吸器症状、咳、鼻水、たん、息苦しさ（呼吸困難を除く）等」が該当します

※ 発熱がなく、風邪の症状のみでも出席停止となります

※ ④について：児童生徒の同居家族に症状があり、PCR検査を受けている場合は、感染が強く疑われるため、出席停止とします

裏面に続く

3 出席停止後の登校再開について

- (1) 医療機関を受診している場合は、医師の指示に従いますので、学校にご連絡ください。
- (2) 医療機関を受診していない場合は、症状がなくなった日の翌日を1日目として、3日目の朝に発熱や症状がないことを確認したうえで登校可とします。
 症状がなくなった場合は、学校に連絡し、登校できる日について確認のうえ、登校を再開してください。事前にご連絡がなく、登校再開の基準より早く登校した児童生徒については、保護者にご連絡のうえ、早退措置といたしますので、ご了承ください。

※ 症状がなくなった日の翌日を1日目として算定します

※ 次の表を参考に登校再開日を確認してください

ア 出席停止（「2①②」の症状）の症状が3日続いた後、その症状がなくなった場合

症状あり 1日目	症状あり 2日目	症状あり 3日目	症状なし 0日	症状なし 1日目	症状なし 2日目	症状なし 3日目
出席停止					→	登校可

イ 出席停止の症状（「2①②」の症状）が1日あった後、その症状がなくなった場合

症状あり 1日目	症状なし 0日	症状なし 1日目	症状なし 2日目	症状なし 3日目
出席停止			→	登校可

ウ 出席停止の症状（「2①②」の症状）がなくなった後、その症状が再発した場合

症状あり 1日目	症状なし 0日	症状あり 1日目	症状あり 2日目	症状なし 0日	症状なし 1日目	症状なし 2日目	症状なし 3日目
出席停止						→	登校可

4 出席停止の対象となる風邪症状と区別するため、日常からアレルギー性鼻炎や喘息等による咳がみられる場合は、健康調査票のメモ欄を利用するなどして、事前に学校に連絡してください。その際、できる限りかかりつけ医に登校の可否について電話で相談し、その結果を学校に連絡してください。

5 在校中に体調不調や発熱等がみられた場合は、早退措置とするためご連絡いたしますので、ご対応くださるようお願いいたします。

6 6月1日（月）（1・3・5年生については2日（火）の結果も含めて）の健康観察の結果は、以前に配布した健康調査票の空白部分に記入し、持参させてください。

以上